



『「定額減税」しきれないと見込まれた方』等への追加の給付金(「調整給付金(不足額給付)」)について



「調整給付金(不足額給付)」とは…

令和6年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)において、給付額に不足が生じた方等に対し、給付金を支給します。対象者は令和7年度個人住民税が愛西市で課税される方で、次の対象者Ⅰまたは対象者Ⅱのどちらかに該当する方です。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

◆対象者Ⅰ

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において定額減税しきれない額が生じた方に、当初調整給付との間で生じた差額を支給します。

例 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方
令和6年中に子どもの出生等により、扶養親族が増加した方

対象の方には**お知らせ**を送付します。
原則、**申請等の手続きは不要**です。

※当初調整給付の対象ではなかった方につきましては、確認書を送付します。

◆対象者Ⅱ

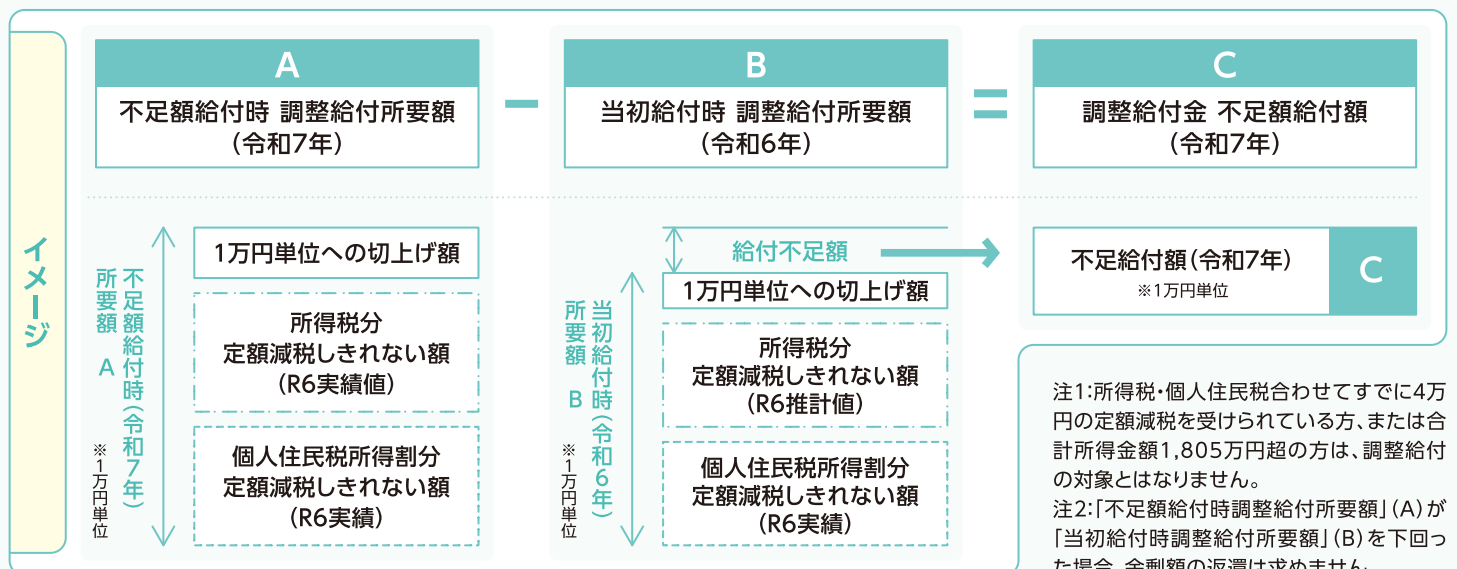
次の要件をすべて満たす方に、1人あたり原則、4万円(定額)を支給します。

- ア 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロの方
- イ 税制度上、扶養親族から外れてしまう方
- ウ 低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

例 青色事業専従者、事業専従者(白色)
合計所得金額48万円超の方

原則、**申請が必要**です。
一部、対象の方には**確認書**を送付します。

確認書が届いた方は裏面へ



給付金の支給手続き

確認書が
届いた方



(※) **支給確認書**

見本

**支給の
お知らせ**が
届いた方



(※) **支給のお知らせ**

見本

- 給付金を受け取るには、**返送が必要**です。
- 確認書の記載内容を確認して、必要事項の記入及び、必要書類を貼付のうえ、



令和7年10月31日(金)[必着]までに返送してください。

審査のうえ、順次、給付金を口座振込いたします。



その他



『「定額減税」しきれないと見込まれた方』等への追加の給付金(「調整給付金(不足額給付)」)に関する**振り込め詐欺や個人情報の搾取**にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

あいさいさん



お問い合わせ先

愛西市給付金窓口(愛西市役所内)

0567-55-7100

受付時間8:30~17:00(土日祝を除く)

詳しくは、市ホームページや
内閣官房ホームページをご確認ください。

愛西市
HP



内閣官房
HP

